

令和6年（2024年）12月13日

「（仮称）熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」（素案） に関するパブリックコメントについて

熊本市では、策定中の（仮称）熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進計画（素案）について、広く市民の意見を聴取し計画策定に反映させるため、「熊本市パブリックコメント実施要綱」に基づき、下記のとおり実施します。

記

- 募集期間 令和6年（2024年）12月18日（水）～
令和7年（2025年）1月17日（金）
- 公表方法 熊本市ホームページ掲載
生活安全課、区役所総務企画課、まちづくりセンター（中央区まちづくりセンターを除く。）、中央公民館、中央区まちづくりセンター大江交流室、中央区まちづくりセンター五福交流室、河内まちづくりセンター河内交流室、河内まちづくりセンター芳野分室、城南まちづくりセンター城南交流室、総合保健福祉センター及び地域コミュニティセンターでの縦覧
- 公表する内容 「（仮称）熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」（素案）
- 意見の募集方法 電子メール、郵送、ファクス
- 意見に対する回答等 計画策定会議において、意見を踏まえた計画の再検討を行ったうえで、熊本市ホームページ掲載や、生活安全課、情報公開窓口、区役所、地域コミュニティセンター等での縦覧により、意見のまとめりごとに本市の考え方を公開します。

【お問い合わせ先】

生活安全課

電話：328-2397

課長：中村 勝（なかむら まさる）

担当：黒田 幸裕（くろだ ゆきひろ）

【 概要版 】

「(仮称)熊本市犯罪のない安全安心
まちづくり推進計画」素案について

I 計画策定の趣旨

I 計画の目的・位置づけ

目的

犯罪の加害者も被害者も生まない、犯罪により被害を受けた場合も適切な支援を受けることができる、だれも取り残さない安全で安心して暮らせるまちの実現を目指すもの。

位置づけ

本計画は、「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例^{*1}」及び「熊本市犯罪被害者等支援条例^{*2}」に基づき、①防犯②再犯防止③犯罪被害者等支援の3つを柱とする計画を策定するもの。

*1 H18制定：R5再犯防止の要素を加え改正 *2 R5.9.27施行
※犯罪被害者等…犯罪被害に遭った方やそのご家族・ご遺族

- 犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例
(平成18年6月制定:令和5年9月再犯防止の要素を加え改正)

防犯

安全安心まちづくり推進計画
(H17.4月策定)

再犯防止

再犯防止推進計画
(R3.3月策定)

- 熊本市犯罪被害者等支援条例
(令和5年9月制定)

犯罪被害者等支援

犯罪被害者等支援計画
(新規)

3分野の計画を一本化

(仮称)熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進計画

2 目指す姿

『**犯罪のない社会**

だれも取り残さない 安全で安心して暮らせるまち』

3 計画の期間

令和7年度（2025年度） ～ 令和13年度（2031年度）

※熊本市第8次総合計画の年度とする。総合計画の中間見直しに合わせ本計画も見直しを行う。

II 本市の安全安心まちづくりの現状と課題

I 【防犯】これまでの主な取組状況と課題

(1) 取組状況

- 市民・事業者等への広報啓発
→ 市政だより、HP、LINEなどを活用した広報啓発
- 防犯協会等の関係団体と連携した防犯活動
→ 青パトでの巡回パトロール
- 客引き行為等に対する巡回指導
→ 禁止地区での指導員（警察OB）による注意・指導
- 繁華街安全安心パトロール
→ アーケード街への自転車乗り入れ等に対する指導・啓発 等

(2) 現状と課題

- 本市の刑法犯認知件数は20都市中、最も低い（令和4年）（図1）
- 市民にとって身近な犯罪である窃盗犯（※）は、刑法犯全体の7割弱を占め、認知件数は増加傾向（図2）
- 「電話で『お金』詐欺」も3年連続で増加（図3）。令和5年の熊本市全体の被害件数に、65歳以上の高齢者が占める割合は約61%
- 熊本県内の子どもや女性に対するわいせつ・声掛け事案は、毎年県内で約1,000件発生

⇒ **犯罪率は低いものの、身近な犯罪は増加し、県内のわいせつ・声掛け事案は毎年約1,000件で推移しており、犯罪の抑止に努める必要がある。**

⇒ **近年「電話で『お金』詐欺」などの新たな犯罪が増加していることから、更に市民の防犯意識を高めるための取組が必要である。**

（※）ひったくり、オートバイ盗、車上ねらい、自動車盗、自転車盗、空き巣、忍込み、万引き、その他

(3) 資料

● 政令指定都市における人口千人当たりの刑法犯認知件数比較（上位5都市） 図1

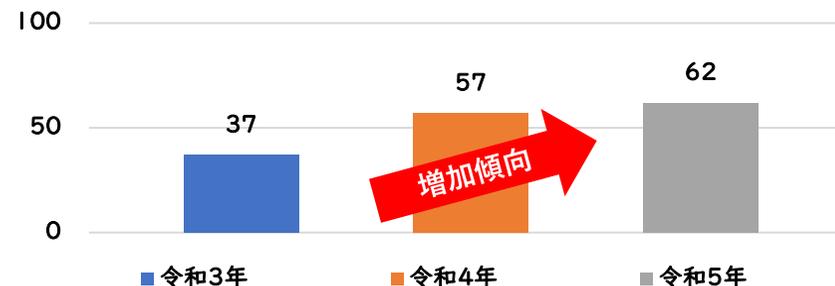
順位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
1	横浜市 (4.3)	熊本市 (3.3)	横浜市 (3.5)	熊本市 (3.7)
2	川崎市 (4.3)	横浜市 (3.6)	熊本市 (3.7)	川崎市 (3.8)
3	浜松市 (4.5)	川崎市 (4.1)	川崎市 (3.7)	横浜市 (3.8)
4	熊本市 (5.0)	浜松市 (4.2)	相模原市 (3.9)	静岡市 (4.1)
5	相模原市 (5.5)	相模原市 (4.5)	静岡市 (4.2)	浜松市 (4.2)

資料：横浜市「大都市比較統計年表」付表2より

窃盗犯認知件数（熊本市） 図2



電話で「お金」詐欺認知件数（熊本市） 図3



資料：熊本県警察より提供

II 本市の安全安心まちづくりの現状と課題

2 【再犯防止】これまでの主な取組状況と課題

(1) 取組状況

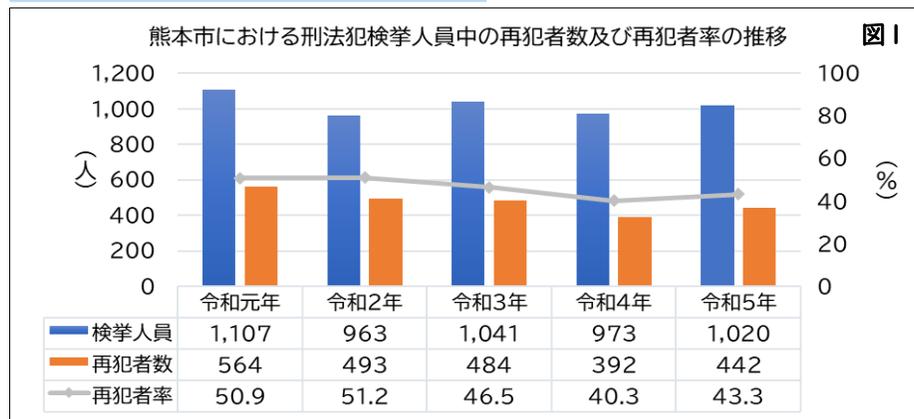
- 市民・事業者等への広報啓発
→市政だより、HP、LINEなどを活用した、社会を明るくする運動の広報啓発
- 社会復帰への立ち直り支援
→社会復帰応援企業求人誌の作成・発行等
- 更生保護ボランティアの活動支援
→人材確保に関する啓発支援
- 関係機関等と連携した情報共有 等

(2) 現状と課題

- 本市の刑法犯の検挙人数のうち再犯者数はコロナ禍前の令和元年と比較すると減少。一方で、再犯者率（刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合）は4割を超えている。(図1)
- 犯罪をした人等の中には、安定した就労(図2)や住居の確保などができない場合(図3)、再び犯罪等に及ぶ人が少なくない。

⇒ **犯罪を減らすには再犯者数を減らすことが非常に有効であることから、社会復帰への立ち直り支援や更生保護ボランティアの活動支援等、孤立させない支援が必要である。**

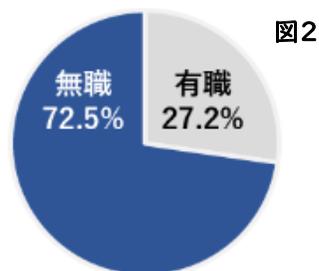
(3) 資料



資料：熊本県警察より

刑務所再入所者の再犯時における有職・無職の割合

約7割が再犯時無職



刑務所に再び入所した者のうち約7割が再犯時に無職であり、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者と比べて約3倍

刑務所を出所した者が住居の有無により2年以内に再入所する割合



釈放後に住居が確保されていないまま刑務所を出所した者の2年以内再入率(※1)は、釈放前に適当な住居を確保していた者(※2)に比べて約2倍

- ※1 ある年の刑事施設出所者のうち、出所後2年以内に新たな罪を犯して刑事施設に再入所した者の割合
- ※2 更生保護施設又は自立準備ホームに入所した仮釈放者

図2・図3資料：政府広報オンラインより（法務省の資料による）

II 本市の安全安心まちづくりの現状と課題

3 【犯罪被害者等支援】これまでの主な取組状況と課題

(1) 取組状況

- 相談・支援体制
→総合相談窓口の設置、実務担当者研修の開催
 - 市民・事業者等への広報啓発
→パネル展やシンポジウム、市政だより等による広報啓発
 - くまもと被害者支援センターへの活動支援
→運営補助や相談場所の提供
- 等

(2) 現状と課題

- 犯罪被害者等の多くは、直接的な被害に加え、誹謗中傷等による心身の不調、休職や治療などによる経済的損失といった、時間経過に伴う二次被害にも苦しんでいる。(図1、図2)
- 本市への相談件数は、犯罪被害者等支援条例制定後は微増傾向にあるが、R6.9月に実施した、犯罪被害者等支援に関する市民アンケートにおいて、メッセージを配信したユーザーのうち、リンク先である回答ページにアクセスした人の割合は3.1%と低く、犯罪被害者等支援に対する関心度が低いことが窺える。(図3、図4)

- ⇒ 被害に遭ったとしても再び安心した生活を送るため、必要な支援を受けられる相談・支援体制が必要である。
- ⇒ 条例制定後、本市の相談件数は増えているが、犯罪被害者等支援に対する関心度は低いことから、更なる広報啓発が必要である。

(3) 資料

犯罪被害者等が直面する課題例(時間とともに変化)



図1

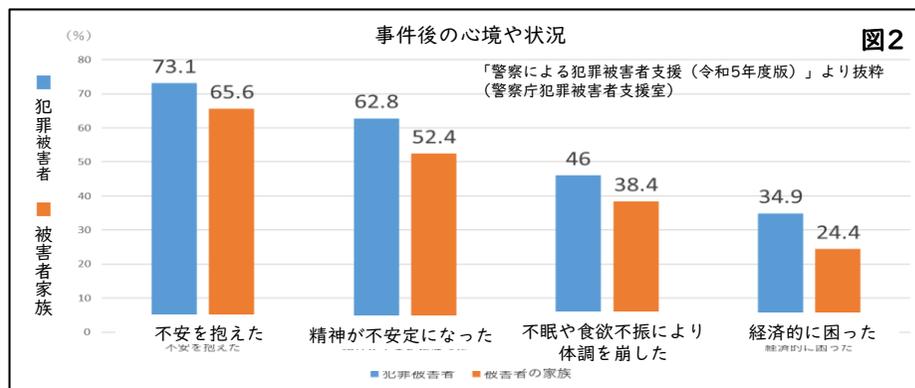


図2

●本市の犯罪被害者等相談窓口における相談件数

年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
相談件数	1	0	1	0	9

図3

●SNS(LINE)による犯罪被害者等支援に関する市民アンケートのアクセス状況(R6.9月)

配信数	21,416		
開封数	7,373	開封率	34.4%
クリック数(アクセス数)	671	クリック率(アクセス率)	3.1%

図4

※開封数…配信数のうち、メッセージが開封された数
※クリック数…配信数のうち、メッセージ内のリンク先にアクセスした数

III 基本理念・基本方針・施策の展開

目指す姿

犯罪のない社会 だれも取り残さない 安全で安心して暮らせるまち

基本理念

だれもが安全で安心な暮らしを送ることができ、必要に応じ適切な支援を受けられる、だれにでも優しい地域社会の実現

基本方針

防 犯	再犯防止	犯罪被害者等支援
犯罪の起きにくい まちづくり	だれも孤立させない まちづくり	必要な支援を受けられる まちづくり



横断的取組	国・県・関係団体等との相互連携強化
-------	-------------------

成果指標

指標	基準値 (R5)	目標値 (R13)
刑法犯認知件数	3,238件	2,980件
再犯者数	442人	減少
犯罪被害者等支援窓口の認知度	77% (R6.9末)	100%

Ⅲ 基本理念・基本方針・施策の展開 【防犯】

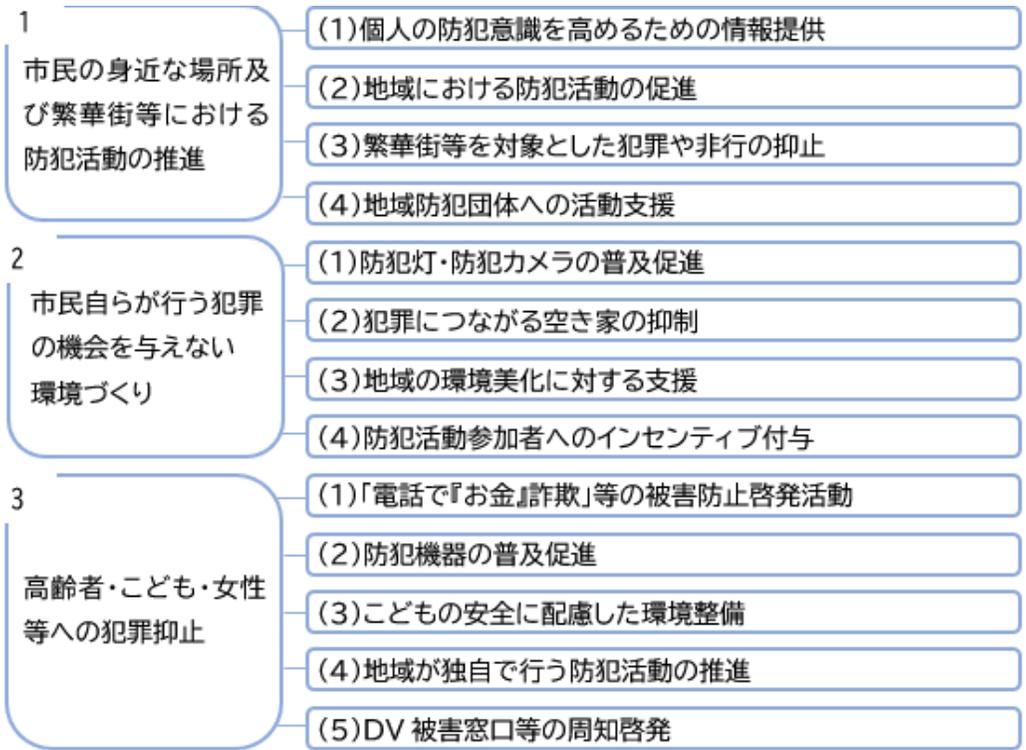
【基本方針】 【基本施策】

【具体的施策】

【主な取組】

〈第1節〉

犯罪の起きにくい
まちづくり



- 「くまもとアプリ」を活用した地域の防犯ボランティア活動の参加促進
 - 出前講座等を活用した、悪徳商法や特殊詐欺等※の防止に関する周知・啓発活動
 - 熊本市ドライブレコーダーを活用した地域防犯活動取組企業の拡大
 - 市政だよりや市SNS、商業施設のデジタルサイネージ等の媒体を活用した防犯に関する情報の発信
 - 飲酒運転の根絶に向けた啓発情報の発信
 - 客引き行為等対策巡回指導員等によるパトロール
 - 地域の見守り活動と連携した防犯活動の推進
- ※「電話で『お金』詐欺」及び「SNS型投資・ロマンス詐欺」

基本施策に対する検証指標

検証指標		令和5年度	令和9年度	令和13年度
防犯活動参加人数	【自助】	36,768人	38,000人	40,000人
出前講座の参加人数	【公助】	6,789人	7,560人	8,390人
ドライブレコーダーを搭載した防犯車両の拡大	【共助】	【参考記載】 令和6年開始時 1,911台	2,500台	2,700台



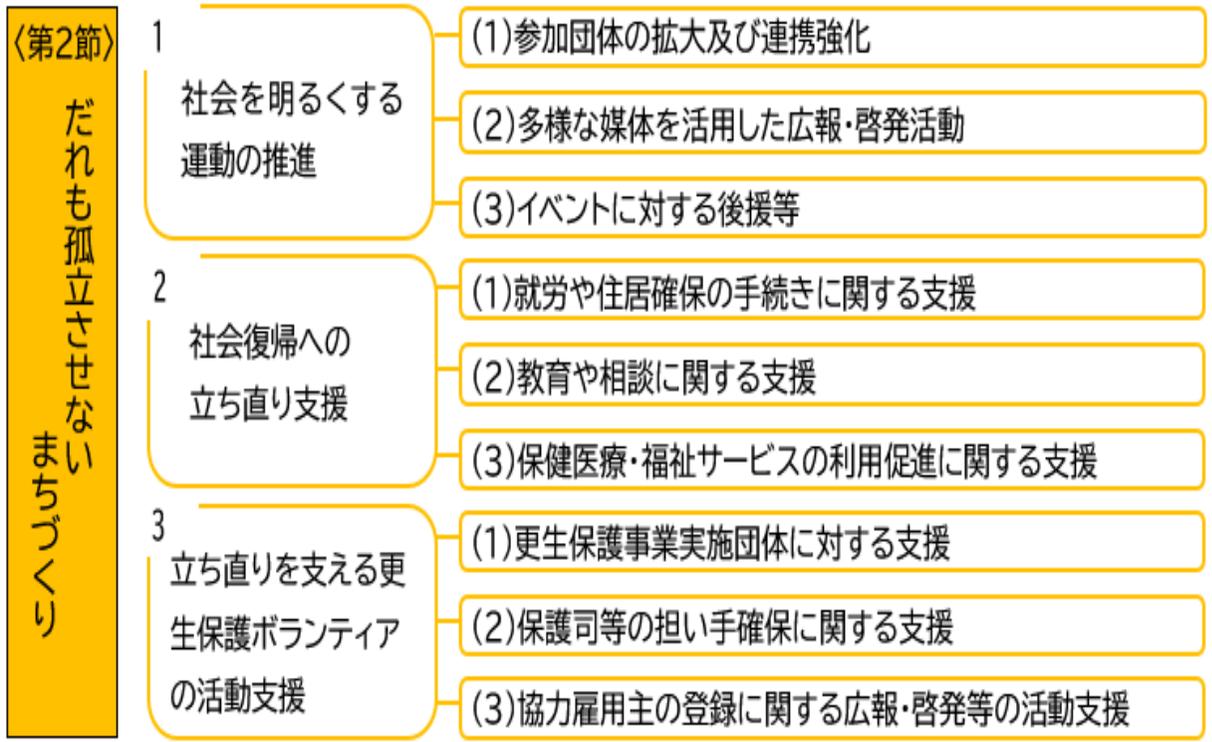
客引き対策巡回指導員によるパトロールの様子



ちよこっとパトロールの様子

Ⅲ 基本理念・基本方針・施策の展開 【再犯防止】

【基本方針】 【基本施策】 【具体的施策】



【主な取組】

- 各団体の研修会等において社会を明るくする運動の啓発チラシを配布するなど、市民や身近な地域団体へ参加の呼びかけ
- 市政だよりやLINE、熊本城天守閣のライトアップなどを活用した広報啓発
- 保護司や協力雇用主等の役割や更生保護活動等について区民課前モニター等を活用した広報啓発
- 更生保護サポートセンター等の使用に関する支援
- 社明運動啓発街頭パレードなど関連行事への参加協力やイベント等の後援などによる支援
- 若者に関する相談などの相談窓口の設置
- 不登校児童生徒への学習支援や居場所づくり等の支援



社明運動熊本市推進委員会の様子

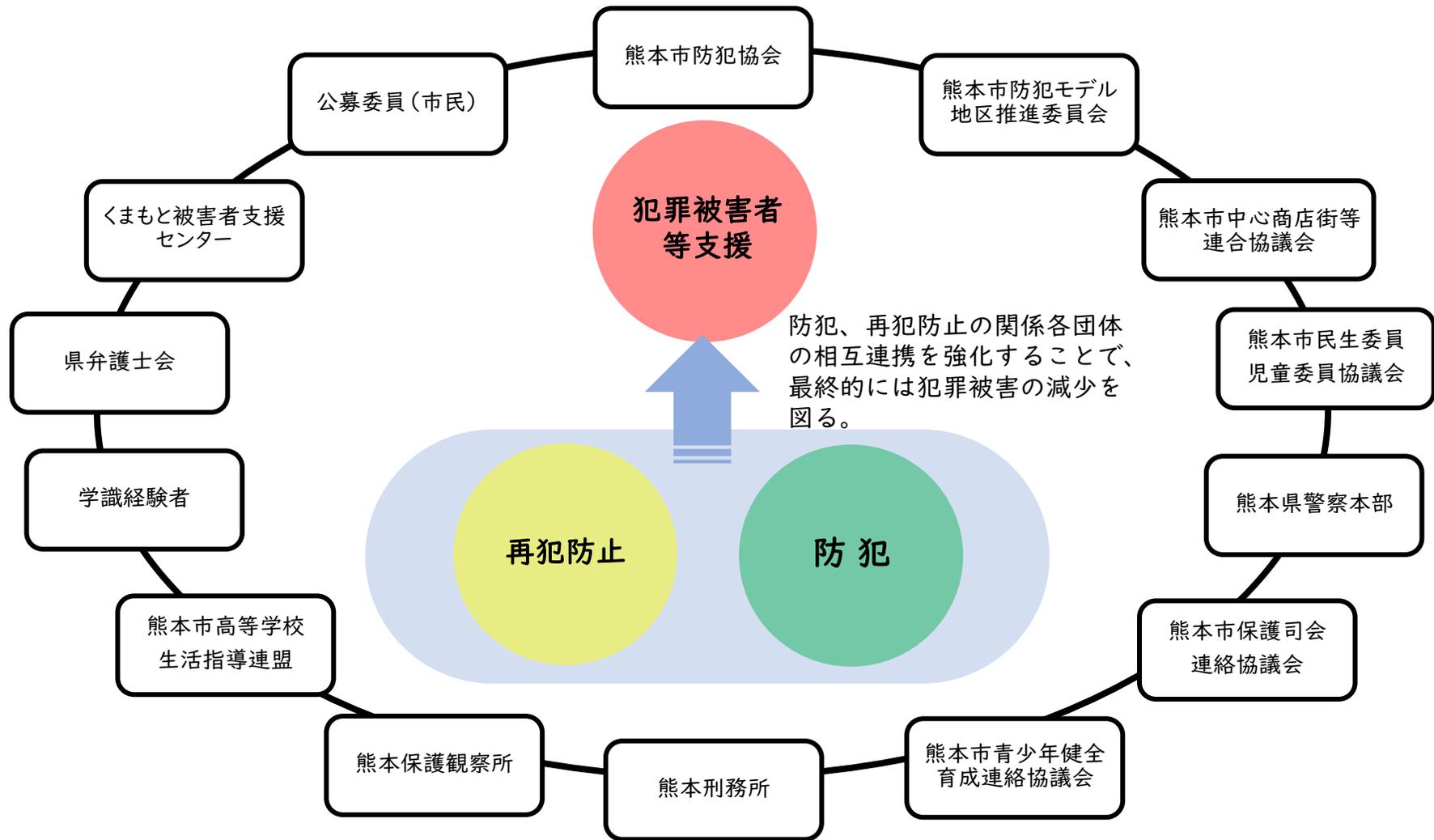


区民課前モニター広告
『“社会を明るくする運動”動画(法務省)』

基本施策に対する検証指標

検証指標	令和5年度	令和9年度	令和13年度
“社会を明るくする運動” 熊本市推進大会への参加者【自助・共助】	430人	490人	550人
保護司の定員に対する充足率(※暦年) 【公助】	88.4%	増加	増加
協力雇用主数 【共助】	110社	増加	増加

【熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進協議会】



学識経験者、各種団体の関係者、関係行政機関の職員及び公募委員で構成される「熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進協議会」において計画の施策内容を審議するとともに、施策の実施状況についても進捗管理を行う。

また、「熊本市第8次総合計画」の中間見直しと合わせ本計画も見直しを行う。